

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" data-bbox="114 472 1093 863"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 504 618 536">1～6 (略)</th> <th data-bbox="618 504 1093 536">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 536 618 863"> <p>7 番号情報送出機能 (追加番号)</p> <p>その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者識別番号又は追加番号 (契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者識別番号以外の番号をいいます。以下同じとします。) の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能をいいます。</p> </td> <td data-bbox="618 536 1093 863"> <p>(1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>(3) 1 の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、4 以内とします。</p> <p>(4) 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3～別表6 (略)</p> <p>附 則 (平成 29 年 10 月 17 日経企第 1514 号) この改正規定は、平成 29 年 10 月 25 日から実施します。</p>	1～6 (略)	(略)	<p>7 番号情報送出機能 (追加番号)</p> <p>その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者識別番号又は追加番号 (契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者識別番号以外の番号をいいます。以下同じとします。) の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能をいいます。</p>	<p>(1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>(3) 1 の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、4 以内とします。</p> <p>(4) 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</p>	<p>第1章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 付加機能</p> <table border="1" data-bbox="1149 472 2128 863"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 504 1653 536">1～6 (略)</th> <th data-bbox="1653 504 2128 536">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 536 1653 863"> <p>7 番号情報送出機能 (追加番号)</p> <p>その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者識別番号又は追加番号 (契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者識別番号以外の番号をいいます。以下同じとします。) の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能をいいます。</p> </td> <td data-bbox="1653 536 2128 863"> <p>(1) 特定 F T T H 事業者の契約約款に規定する転用により、新たに当社と音声利用 I P 通信網契約を締結する場合であって、特定 F T T H 事業者との間で本機能を契約していた契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>(3) 1 の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、4 以内とします。</p> <p>(4) 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3～別表6 (略)</p>	1～6 (略)	(略)	<p>7 番号情報送出機能 (追加番号)</p> <p>その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者識別番号又は追加番号 (契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者識別番号以外の番号をいいます。以下同じとします。) の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能をいいます。</p>	<p>(1) 特定 F T T H 事業者の契約約款に規定する転用により、新たに当社と音声利用 I P 通信網契約を締結する場合であって、特定 F T T H 事業者との間で本機能を契約していた契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>(3) 1 の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、4 以内とします。</p> <p>(4) 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</p>
1～6 (略)	(略)								
<p>7 番号情報送出機能 (追加番号)</p> <p>その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者識別番号又は追加番号 (契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者識別番号以外の番号をいいます。以下同じとします。) の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能をいいます。</p>	<p>(1) 音声利用 I P 通信網サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>(3) 1 の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、4 以内とします。</p> <p>(4) 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</p>								
1～6 (略)	(略)								
<p>7 番号情報送出機能 (追加番号)</p> <p>その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者識別番号又は追加番号 (契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者識別番号以外の番号をいいます。以下同じとします。) の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能をいいます。</p>	<p>(1) 特定 F T T H 事業者の契約約款に規定する転用により、新たに当社と音声利用 I P 通信網契約を締結する場合であって、特定 F T T H 事業者との間で本機能を契約していた契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>(3) 1 の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、4 以内とします。</p> <p>(4) 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</p>								